

DV対策抜本強化検討課長級会議について（案）

（ 令和 4 年 月 日
関係府省申合せ ）

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するための具体的方策について検討するため、DV対策抜本強化局長級会議の下に、DV対策抜本強化検討課長級会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 議長 | 内閣府男女共同参画局長 |
| 議長代理 | 内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局） |
| 構成員 | 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 |
| | 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） |
| | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長 |
| | 警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 |
| | 総務省自治行政局住民制度課長 |
| | 法務省大臣官房参事官（総括担当） |
| | 法務省民事局参事官 |
| | 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 |
| | 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長 |
| | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 |
| | 国土交通省住宅局安心居住推進課長 |
| | 国土交通省住宅局住宅総合整備課長 |
| オブザーバー | 最高裁判所事務総局民事局第二課長 |

3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。